

第7回議会改革特別委員会

日時：平成22年10月13日（水）午後1時01分～午後2時54分

場所：市議会委員会室

1 具体的検討項目の検討

(1) 常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席

- ・ 市長及び副市長の出席については、現行のとおり、通常は自席で待機していることを前提に、議題の内容が市の政策や方針等の重要事項にかかわるものであって、市長等から直接に説明や答弁を求めるべきものである場合には、正副委員長が協議の上、議長を通じて出席を要請することとしました。また、執行機関側も、議題の内容に応じて市長又は副市長が出席すべきであると判断した場合には、現行のとおり、その旨を申し出てもらうことを確認しました。
- ・ 職員の出席については、議題の内容とはあまり関係のない部署の職員も出席しているのではないかとの声があることから、必要最小限の範囲での出席とするよう執行機関に対して再度依頼することとしました。なお、この点については、議員側も質疑の内容が議題外や所管外にわたらないように注意することとし、そのような場合には、必要に応じて委員長が制止する等議事の整理を行うことを確認しました。

(2) 常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方

- ・ 発言の方法については、一問一答方式とすることとしました。また、議員側も質疑の内容が不明確とならないようきちんと整理した上で発言することを確認しました。
- ・ 協議会のあり方（執行機関から提出された案件の取扱い）については、継続して検討することとしました。
- ・ 予算及び決算の審査のあり方については、継続して検討することとしました。

(3) 常任委員会への議員の所属制限の再考

予算及び決算の審査のあり方と併せて継続して検討することとしました。

2 次回の会議

次回の会議の開催日時は、平成22年10月27日（水）午後1時としました。

配付資料

・ 事項書

- ・ 資料1 「常任委員会・協議会への市長、副市長、職員の出席」・「常任委員会及び予算・決算特別委員会の審査のあり方」・「常任委員会への議員の所属制限」